

# 京都府最低賃金以上の賃金支払いのための 留意事項(月給制労働者の場合)

京都労働局

京都府最低賃金が平成 29 年 10 月 1 日から時間額 856 円に改正されますが、月給制で賃金が支払われている労働者については、京都府最低賃金以上の賃金とするため、以下の事項にご留意ください。

月給制労働者については、月間所定労働時間数（月によって所定労働時間数が異なる場合は、1 年間における 1 カ月平均所定労働時間数）に、**京都府最低賃金 856 円**を乗じた金額以上の賃金が支払われなければなりません。

たとえば、月給制の労働者が仮に 1 週間に法定労働時間 40 時間働くとする、下記 1 の除外賃金を除き **月額 148,781 円以上** の賃金の支払いが必要となります。

まず、1 年間における 1 カ月平均所定労働時間数を求めます。

〔年間総所定労働時間(365日 ÷ 7日 × 40時間) ÷ 12ヶ月 × 856円 = 148,780円95銭〕

上記の金額は労働者の所定労働時間を年間平均で週 40 時間と仮定した場合の金額です。実際には、様々なケースがありますので、詳しくは[京都労働局 労働基準部 賃金室](#) (電話 075-241-3215)又は[管轄の労働基準監督署](#)にお問い合わせ下さい。

**必ずチェック！最低賃金 使用者も、労働者も。**



京都府最低賃金を下回っていないか、いま一度、賃金額をチェックしてください。



**〔最低賃金に関する特設サイト〕**

- 除外賃金は次のとおりです。  
精皆動手当、通勤手当、家族手当、時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金、1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)、臨時に支払われる賃金(結婚手当等)
- 産業によっては、京都府最低賃金よりも高い特定(産業別)最低賃金最低賃金が定められているものもあります。
- 上記例では、1 週間の法定労働時間を 40 時間として計算していますが、労働基準法第 40 条に規定されている特例措置対象事業場(労働者数 10 人未満の商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業)では、法定労働時間が週 44 時間とされています。